

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 27 年 11 月 5 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500414号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500156号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和50年2月21日、喪失年月日を同年12月21日に訂正し、昭和50年2月から同年8月までの標準報酬月額を6万8,000円、昭和50年9月から同年11月までの標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

昭和50年2月21日から同年12月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和50年2月21日から同年12月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年2月21日から同年12月21日まで

A社には、昭和49年4月1日に入社し、平成4年8月31日に退職するまでの間、継続して勤務した。この間において、昭和50年2月21日から同年12月20日までは、所属していた同社B工場から同社(C本社)に異動となり、同社(C本社)所属の身分でD営業所に営業出向していたが、この間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、同僚のオンライン記録、事業主及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、A社に継続して勤務し(昭和50年2月21日にA社B工場から同社(C本社)に異動し、同年12月21日に同社(C本社)から同社B工場に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社B工場における昭和50年1月の被保険者記録及び請求者と同日付けで異動した複数の同僚の被保険者記録から、昭和50年2月から同年8月までは6万8,000円、昭和50年9月から同年11月までは9万2,000円と推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 50 年 2 月 21 日から同年 12 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500415号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500155号

## 第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA病院(昭和20年1月1日にB法人C病院から名称変更)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 被保険者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和17年4月1日から昭和23年6月30日まで

母の年金記録を確認したところ、A病院に看護婦として勤務していた期間の厚生年金保険の記録がないが、請求期間に間違いなく勤務していたので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

D県立E病院(A病院は、その後、D県に移管されD県立E病院と名称変更)の回答、請求者が提出した訂正請求記録の対象者に係る看護婦免状及び病院前で撮影された写真から、訂正請求記録の対象者が請求期間頃にA病院に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A病院の健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、当該事業所が健康保険の適用事業所となったのが昭和18年4月1日であったことが確認できる。請求期間のうち昭和17年4月1日から昭和19年5月31日までの期間については、厚生年金保険法の施行前であり、労働者年金保険法が施行されていたが、同法において女子労働者は加入対象でなかったことから、当該期間は労働者年金保険の被保険者期間とはならない。また、請求期間のうち、昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間については、厚生年金保険法により女子労働者も保険加入できることとなったが、当該期間は保険料の徴収が開始される以前の期間であるため、当該期間は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

また、請求期間のうち、昭和19年10月1日から昭和23年6月30日までの期間については、D県立E病院は、A病院が昭和24年11月に県に移管される際に引き継いだと思われる資料は履歴書のみであり、訂正請求記録の対象者の勤務期間や厚生年金保険の適用状況について確認できる資料は見当たらないとしている上、D県立病院を経営するD県病院局も、当時の資料が確認できないとしている。

さらに、A病院の健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載された被保険者で連絡先の確認できる者及び請求者が訂正請求記録の対象者の当該期間当時の同僚である可能性があるとする者に文書照会を行ったが、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な陳述は得られない。

加えて、請求期間に係る当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿に訂正請求記録の対象者の氏名は見当たらない。

このほか、請求期間のうち、昭和19年10月1日から昭和23年6月30日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。